

今年から市役所での申告相談は**事前の予約**が必要です

新型コロナウイルス感染症対策として、申告会場の混雑緩和を図り、お待ちいただくことのないように事前予約制としました。予約せず当日会場にいられても、申告相談を受けることができませんのでご注意ください。

◎事前予約について

◆予約開始日時 **2月9日(水) 8時30分～**

◆予約方法 ①電話 0738-23-5504 8時30分～17時15分（平日のみ）

②Web ・パソコンからの予約 <https://logoform.jp/form/eUsp/33269>

・スマホからの予約

※予約のキャンセル・変更は電話のみ可能です。

◆申告相談場所 市役所 3階会議室

◆申告日時 2月16日(水)～3月15日(火)（土・日・祝日は除く）

2月

日	月	火	水	木	金	土
13	14	15	16	17	18	19
—	—	—	◎	◎	◎	—
20	21	22	23	24	25	26
—	◎	◎	—	◎	◎	—
27	28					
—	◎					

3月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		◎	◎	◎	◎	—
6	7	8	9	10	11	12
—	◎	◎	◎	◎	◎	—
13	14	15	16	17	18	19
—	◎	◎	—	—	—	—

時間帯は下記から選んでください。

- ① 9:00～9:25 ② 9:30～9:55 ③ 10:00～10:25 ④ 10:30～10:55
⑤ 11:00～11:25 ⑥ 11:30～11:55 ⑦ 12:00～12:25 ⑧ 12:30～12:55
⑨ 13:00～13:25 ⑩ 13:30～13:55 ⑪ 14:00～14:25 ⑫ 14:30～14:55
⑬ 15:00～15:25

※3月15日(火)は⑥11:30～11:55を最終とします。

円滑な会場運営のためのお願い ～予約時間には遅れないようにお越しください～

作成に時間を要する収支内訳書（営業所得・農業所得・不動産所得のある方）、医療費控除明細書は、ご自身で作成してご持参ください。収支内訳書、医療費控除明細書の用紙が必要な方は郵送しますので、市役所税務課までご連絡ください。

※新型コロナウイルス感染症等の流行により申告相談会場の開設が困難になった場合、開設できない期間の予約は無効となりますので、あらかじめご了承ください。

御坊税務署からのお知らせ ～御坊税務署の確定申告会場について～

◆開設期間 2月16日(水)～3月15日(火) 9時～16時（閉庁日を除く）

※確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。会場で当日配付またはLINEから事前発行ができます。

◆問い合わせ 御坊税務署 ☎0738-22-0695